



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

623	新六箇井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	1
624	森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課).....	1
625	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	(").....	2
626	保安林の指定の解除	(").....	3
627	保安林の指定予定の通知	(").....	3
628	〃	(").....	4
629	公共測量の実施	(技術調査課).....	4
630	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	4
631	〃	(").....	5
632	〃	(").....	5
633	〃	(").....	6
634	〃	(").....	6
635	〃	(").....	6
636	〃	(").....	7
637	〃	(").....	7
638	〃	(").....	7
639	〃	(").....	8

○ 公安委員会告示

25	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	8
----	--------------------------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

53	政治団体の届出事項の異動の届出	10
54	資金管理団体の指定の取消しの届出	11
55	政治団体の解散の届出	11
56	政治団体の設立の届出	11
57	資金管理団体の届出	12

告 示

和歌山県告示第623号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第624号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和元年11月21日から令和2年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

令和元年8月22日から同年11月1日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第625号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、印南町、白浜町及び那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和元年11月21日から令和2年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

令和元年8月22日から同年11月1日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町有田字貝岡698の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第627号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町平治川字上西畑469、471、472
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第628号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆瀬川字十九良谷277から279まで
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基盤地図情報作成）
- 2 作業期間 令和元年10月20日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県の一部

和歌山県告示第630号

和歌山県海南市阪井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19

条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成28年12月1日から平成31年1月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市阪井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市阪井の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第631号

和歌山県海南市上谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年1月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市上谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市上谷の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第632号

和歌山県橋本市清水の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年9月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市清水の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市清水の一部地区
- 5 認証年月日

令和元年10月17日

和歌山県告示第633号

和歌山県橋本市清水の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年9月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市清水の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市清水の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第634号

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月11日から平成28年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第635号

和歌山県紀の川市窪・竹房の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年1月25日まで
- 3 成果の名称

和歌山県紀の川市窪・竹房の各一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市窪・竹房の各一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第636号

和歌山県紀の川市竹房・黒土の各一部、広野地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年1月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市竹房・黒土の各一部、広野地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市竹房・黒土の各一部、広野地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第637号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第638号

和歌山県田辺市長野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年1月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市長野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市長野の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

和歌山県告示第639号

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成27年5月1日から平成30年3月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年10月17日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和元年11月1日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

- 1 審査の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務1級及び2級
 - (2) 施設警備業務1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時
令和元年12月6日（金）午前10時から午後5時まで
- 3 審査場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 会議室8

4 定員

合計10名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
- (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
- (3) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
- (4) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
- (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
- (6) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
- (9) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
- (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申請期間

令和元年11月13日（水）及び同月14日（木）の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間

9 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円(和歌山県証紙により納付すること。)

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。) 1通

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1通

(エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

10 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3054・3055)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県医療会	寺下浩彰	会計責任者	川端寛	橋本忠美	令和元.9.14
日本維新の会和歌山県総支部	馬場伸幸	会計責任者	林隆一	黒原章至	令和元.9.28

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県医師連盟	寺下浩彰	会計責任者	川端寛	橋本忠美	令和元.9.14

近畿税理士政治連盟和歌山県支部連合会	刀祢真大	代表者	刀祢真大	森村透	令和元. 8. 31
		会計責任者	藤原光男	鶴島幸夫	令和元. 8. 31
和歌山県鍼灸師連盟	中野正得	代表者	中野正得	中田浩	令和元. 5. 26
遠藤富士雄後援会	遠藤富士雄	会計責任者	井口幸一	山本明	平成26. 8. 30

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
遠藤富士雄	遠藤富士雄後援会	令和元. 10. 7

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
遠藤富士雄後援会	遠藤富士雄	令和元. 10. 7

和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠友会	目良敏	井口幸一	和歌山市鳴神545番地	令和元. 9. 27

和歌山若手政治家の会	椿原竜二	椿原竜二	有田郡有田川町金屋211-8	令和元.10.1
遠藤富士雄後援会	遠藤富士雄	井口幸一	和歌山市鳴神90番地21	令和元.10.8

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
遠藤富士雄	和歌山市議会議員	遠藤富士雄後援会	和歌山市鳴神90番地21	令和元.10.8